

◎特定秘密の保護に関する法律

(平成二五年一月二三日法律第一〇八号)

一、提案理由

(平成二五年一月七日・衆議院国家安全保障に関する特別委員会)

○森国務大臣 ただいま議題となりました特定秘密の保護に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、国際情勢の複雑化に伴い、我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、その漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で、収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたし

ます。

第一に、行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であつて、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとしております。

第二に、特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務を遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めるときは、当該特定秘密を提供することができるものとしております。

第三に、特定秘密の取り扱いの業務は、原則として、適性評価において特定秘密の取り扱いの業務を行つた場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行つてはならないものとしております。

第四に、この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人權を不当に侵害するようなことがあつてはならず、国民の知る権利の保障に資する報道または取材の自由に十分に配慮しなければならぬとしております。

第五に、特定秘密の取り扱いの業務に従事する者であつて、その業務により知得した特定秘密を漏らした者や、特定秘密を保有する者の管理を害する行為等により特定秘密を取得した者

等に対する所要の罰則を設けることとしております。

第六に、自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するため自衛隊法の一部を改正するとともに、特定秘密の保護に関し、施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を内閣情報官に掌理させるため、内閣法の一部を改正するものとしております。

以上のほか、所要の規定を整備するものとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院国家安全保障に関する特別委員長報告

(平成二五年一月二六日)

○額賀福志郎君 ただいま議題となりました特定秘密の保護に関する法律案につきまして、国家安全保障に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿する

ことが必要であるものについて、これを的確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めるものであります。

本案は、去る十一月七日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

本委員会においては、同日森國務大臣から提案理由の説明を聴取し、翌八日から質疑に入りました。十三日及び十九日には参考人から意見を聴取いたしました。二十五日に福島県において地方公聴会を開催いたしました。

同日、本案に対し、自由民主党、日本維新の会、公明党、みんなの党の四党派共同提案により、安全保障の定義、特定秘密を指定することができる行政機関の限定、指定の有効期間の延長の上限、国立公文書館等への移管、特定秘密の提供の義務、特定秘密の指定等の運用基準の作成、運用状況の報告等、国会への報告等、取得罪の目的犯化、特定秘密の指定、適性評価の実施等を行う行政機関に関する経過措置、指定及び解除の適正の確保、国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置のあり方、別表に掲げる事項の明確化等に係る修正案が提出をされ、提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。

翌二十六日、安倍内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行い、

質疑を終局いたしました。質疑終局後、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二五年一月二五日)

○中谷(元)委員 たいいま議題となりました特定秘密の保護に関する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、安全保障の定義及びこれによる特定秘密の範囲の限定についてであります。

「安全保障」を「国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること」と定義することにより、特定秘密の範囲を「安全保障」に関するものに限定することとしております。

第二に、特定秘密を指定することができる行政機関の限定についてであります。

内閣総理大臣が我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関する有識者の意見を聞いて政令で定める行政機関の長は、特定秘密の指定を行わないものとしております。

第三に、指定の有効期間の延長の上限についてであります。

指定の有効期間は、指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得なければ、通じて三十年を超えることができないものとするとしておりますが、指定の有効期間を、通じて三十年を超えて延長することができるときも、特に秘匿性の高い情報として限定列挙するものを除き、指定の有効期間は、通じて六十年を超えることができないものとするとしております。

第四に、国立公文書館等への移管についてであります。

行政機関の長は、指定の有効期間を、通じて三十年を超えて延長することについての内閣の承認が得られなかったときは、その情報が記録された行政文書ファイル等の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等に移管しなければならないものとするとしております。

第五に、特定秘密の提供の義務についてであります。

公益上の必要による特定秘密の提供に関する規定について、「提供することができる」から「提供するものとする」とするともに、国会に対して特定秘密を提供する場合には、国会において定める措置が講じられるものとするとしております。

第六に、特定秘密の指定等の運用基準の作成、運用状況の報

告等についてであります。

内閣総理大臣は、特定秘密の指定等の実施に関する基準を定め、または変更しようとするときは、有識者の意見を聞いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとするとしております。

そして、内閣総理大臣は、毎年、特定秘密の指定等の実施の状況を有識者に報告し、その意見を聞かなければならないものとするとしております。

また、内閣総理大臣は、特定秘密の指定等の実施が基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに改善すべき旨の指示をすることができるとするとしております。

第七に、国会への報告等についてであります。

政府は、毎年、有識者の意見を付して、特定秘密の指定等の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとするとしております。

第八に、取得罪の目的犯化についてであります。

違法行為等による特定秘密の取得については、外国の利益もしくは自己の不正の利益を図り、または我が国の安全もしくは国民の生命もしくは身体を害すべき用途に供する目的で取得し

特定秘密の保護に関する法律

た者に限り処罰するものとするとしております。

第九に、特定秘密の指定、適性評価の実施等を行う行政機関に関する経過措置についてであります。

施行日から起算して五年を経過する日までの間、特定秘密を保有したことがない行政機関として政令で定めるものを、特定秘密の指定、適性評価の実施等を行う行政機関から除外することとしております。

第十に、指定及び解除の適正の確保についてであります。

政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他特定秘密の指定及びその解除を適正に確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとするとしております。

第十一に、国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置のあり方についてであります。

国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保

護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こととしております。

第十二に、別表に掲げる事項の明確化についてであります。別表に掲げる事項のうち安全保障、特定有害活動の防止及びテロリズムの防止に関しそれぞれ収集した情報について、「その他の重要な情報」という文言を削り、より明確な表現に置きかえるものとしております。

その他所要の規定を整理することとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

三、参議院国家安全保障に関する特別委員長報告

(平成二五年二月六日)

○中川雅治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国家安全保障に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全

の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿する必要があるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めようとするものであります。

なお、衆議院において、特定秘密を指定することができる行政機関の限定に関する規定を設けること、指定の有効期間の延長の上限に関する規定を設けること等の修正が行われております。

委員会におきましては、安倍内閣総理大臣の出席を求めるとともに、森国務大臣及び修正案提出者等に対して質疑を行ったほか、参考人からの意見を聴取するとともに、埼玉県に委員を派遣しての地方公聴会を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、現行の秘密保護法制との関係、特定秘密の指定及び解除の適正の確保、適性評価の具体的な運用方法、国民の知る権利の保障との関係、国会等に対する特定秘密の提供の在り方等でありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論を省略して、直ちに採決に入ることの動

議が提出され、本動議は多数をもって可決されました。

続いて、本法律案を採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。